

〔別 紙〕

様式 1

事業報告書

(自 令和 7 年 4 月 1 日 至 令和 8 年 3 月 31 日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団 じょうのクリニック
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
- ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 山口県下関市豊浦町大字宇賀 7444 番地の 2

(3) 設立認可年月日 平成 15 年 11 月 1 日

(4) 設立登記年月日 平成 15 年 11 月 14 日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	医療法人社団 じょうのクリニック	3517810978 /	山口県下関市豊浦町 大字宇賀 7444 番地の 2	無 床

(2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 7 年 5 月 23 日 令和 6 年度決算の決定

令和 8 年 3 月 22 日 令和 8 年度の事業計画及び収支予算の決定

〃 令和 8 年度の借入金額の最高限度額の決定

様式 2

法人名 医療法人社団 じょうのクリニック
所在地 下関市豊浦町大字宇賀7444番地の2

※医療法人整理番号

財 産 目 録
(令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額 65,700 千円 /
2. 負 債 額 6,483 千円 /
3. 純 資 産 額 59,217 千円 /

(内 訳)		(単位：千円)
区 分		金 額
A 流 動 資 産		39,524
B 固 定 資 産		26,176
C 資 産 合 計 (A+B)		65,700
D 負 債 合 計		6,483
E 純 資 産 (C-D)		59,217

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 じょうのクリニック
所在地 下関市豊浦町大字字賀7444番地の2

※医療法人整理番号

貸 借 対 照 表
(令和 8年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	39,524	I 流 動 負 債	6,483
II 固 定 資 産	26,176	II 固 定 負 債	0
1 有 形 固 定 資 産	23,928	負 債 合 計	6,483
2 無 形 固 定 資 産	570	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	1,678	科 目	金 額
		I 出 資 金	20,000
		II 積 立 金	39,217
		III 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	59,217
資 産 合 計	65,700	負 債 ・ 純 資 産 合 計	65,700

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 じょうのクリニック

※医療法人整理番号

所在地 下関市豊浦町大字宇賀7444番地の2

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	135,213
2 事業費用	136,314
本来業務事業損失	1,101
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	1,101
II 事業外収益	626
III 事業外費用	0
経常損失	475
IV 特別利益	94
V 特別損失	0
税引前当期純損失	381
法人税等	186
当期純損失	567

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 じょうのクリニック
理事長 城野 憲史 殿

私は、医療法人社団 じょうのクリニックの令和7会計年度（令和7年 4月 1日から令和8年 3月 31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 5月 24日

医療法人社団 じょうのクリニック

監事 三宅 蓮

